

児童福祉審議会の設置について

1 児童福祉審議会の設置経過について

- ・本市では、昭和31年に児童福祉審議会(児童福祉に規定する事項を調査するための審議会)を設置したが、社会福祉をとりまく情勢が大きく変化し、総合的な視野での社会福祉の再編が求められることから、昭和62年に大阪市社会福祉審議会と統合。社会福祉審議会の分科会として運営、現在に至る。
- ・平成28年10月の児童福祉法の一部改正により、児童福祉審議会の権限強化等が定められたことを受け、審議会機能にかかる一層の専門性を確保するため、現行の社会福祉審議会の分科会から、平成30年4月の独立設置を検討

2 児童福祉審議会の設置にかかる整理事項について

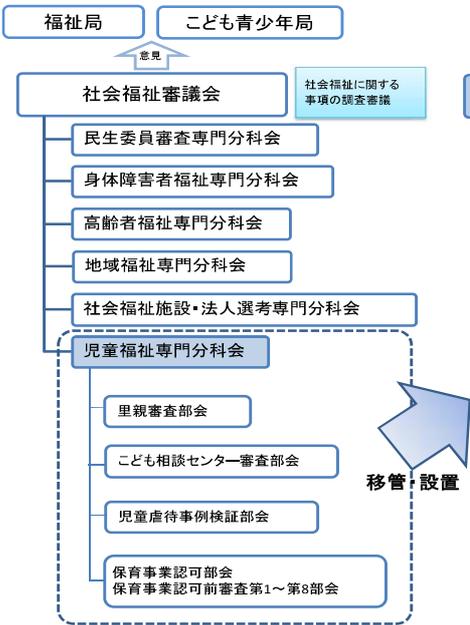
- ・児童福祉専門分科会委員7名(現行) → 児童福祉審議会委員20名程度への増員を行う必要があるため、児童福祉事業従事者や学識経験者といった専門性の委員の人選
- ・社会福祉審議会と児童福祉審議会との連携方法についての検討
- ・障がい児にかかる課題の調査・審議のあり方についての検討
- ・児童福祉施設にかかる法人設立・認可等についての検討

3 児童福祉審議会の設置時期の変更について

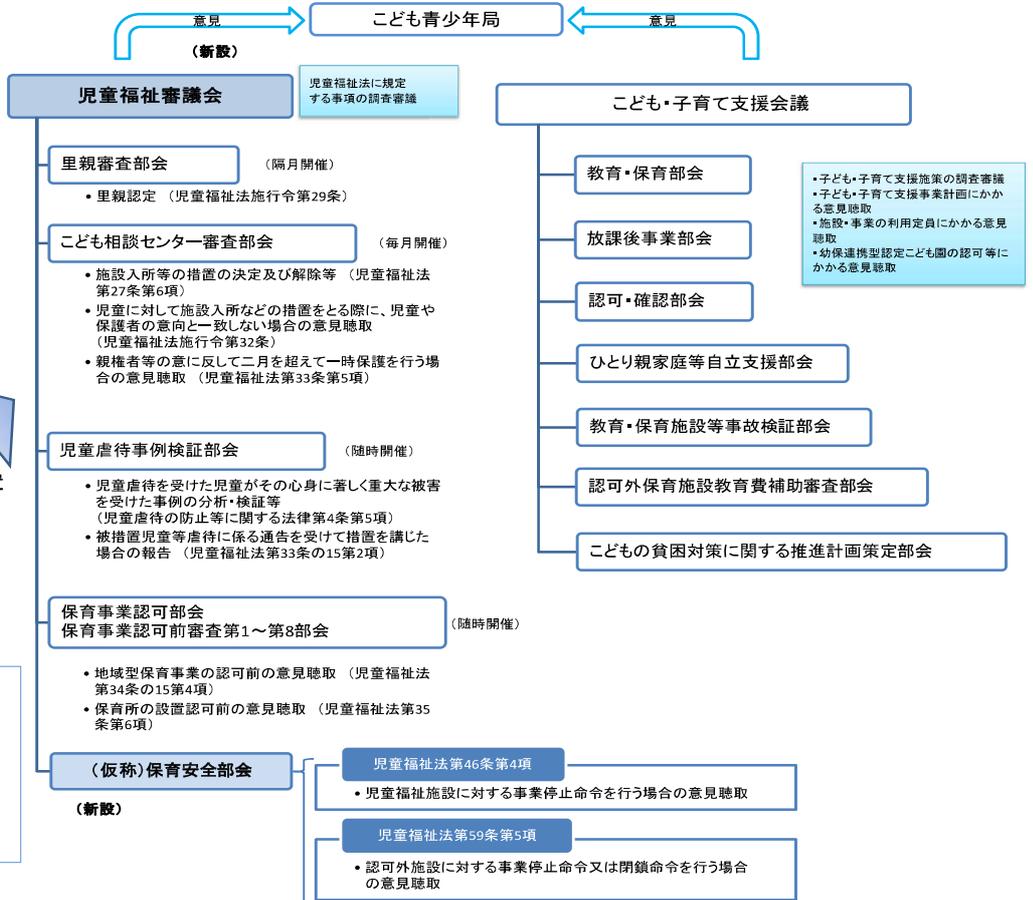
- ・この間、平成30年4月設置に向けて調整を行ってきたが、上記2にかかる整理等に、なお時間を要することとなっている。
- ・そのために関係先等と、十分な調整を行ったうえで、社会福祉審議会の一斉改選時期と合わせた平成30年12月からの設置とする。

児童福祉審議会の設置について

【現 行】



【平成30年12月～】

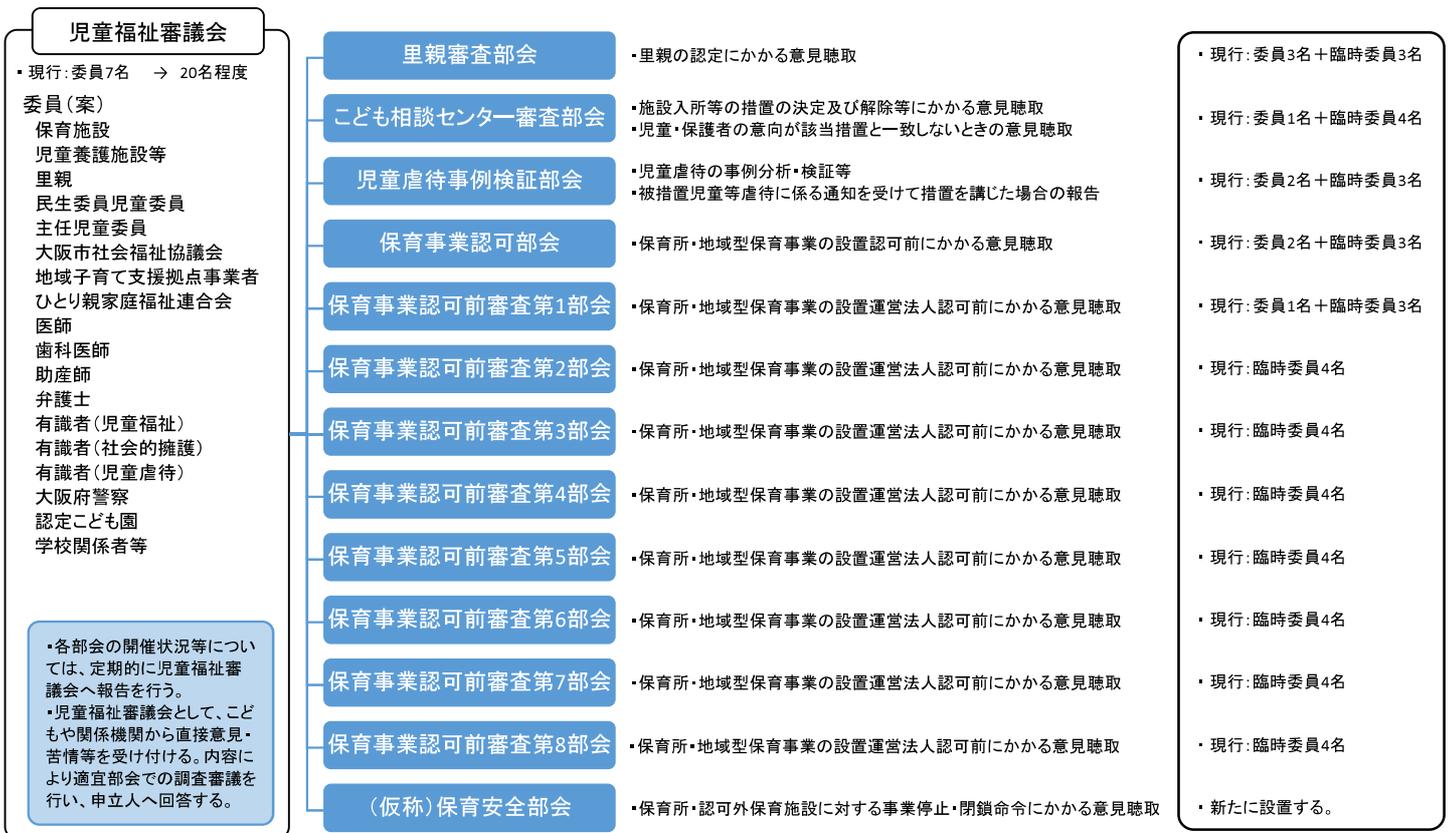


児童福祉審議会の権限強化【平成28年10月施行】

- 理念規定において、こどもの権利やこどもの意見尊重・最善の利益の考慮などが明確化（第1条、第2条）
- 児童福祉審議会がこどもや家族の意見を聴く手続きなどを新たに規定（第8条）
- 児童福祉審議会の委員として、公正な判断ができる者を選任することを明確化（第9条）

児童福祉法の改正

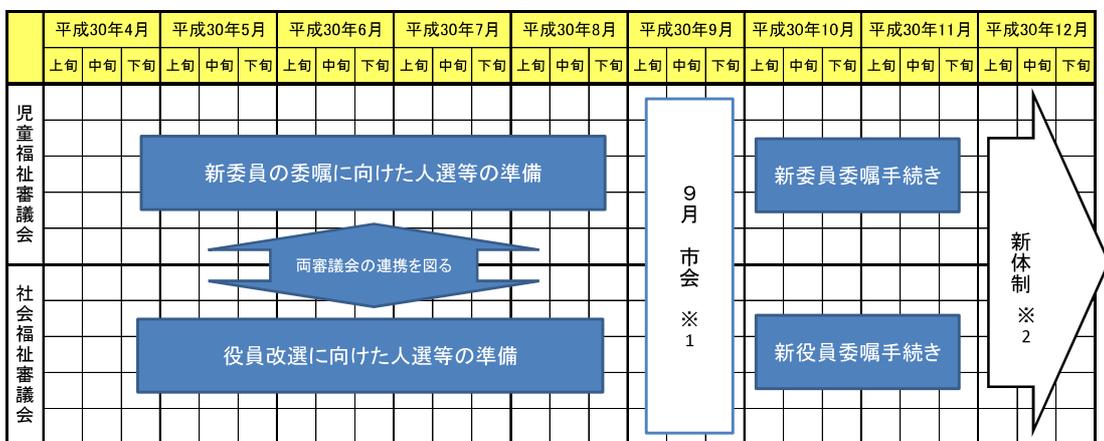
児童福祉審議会の構成について



・各部会の開催状況等については、定期的に児童福祉審議会へ報告を行う。
 ・児童福祉審議会として、こどもや関係機関から直接意見・苦情等を受け付ける。内容により適宜部会での調査審議を行い、申立人へ回答する。

※各部会の委員については、「その部会の審議する事項について、専門的知識を有する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。」

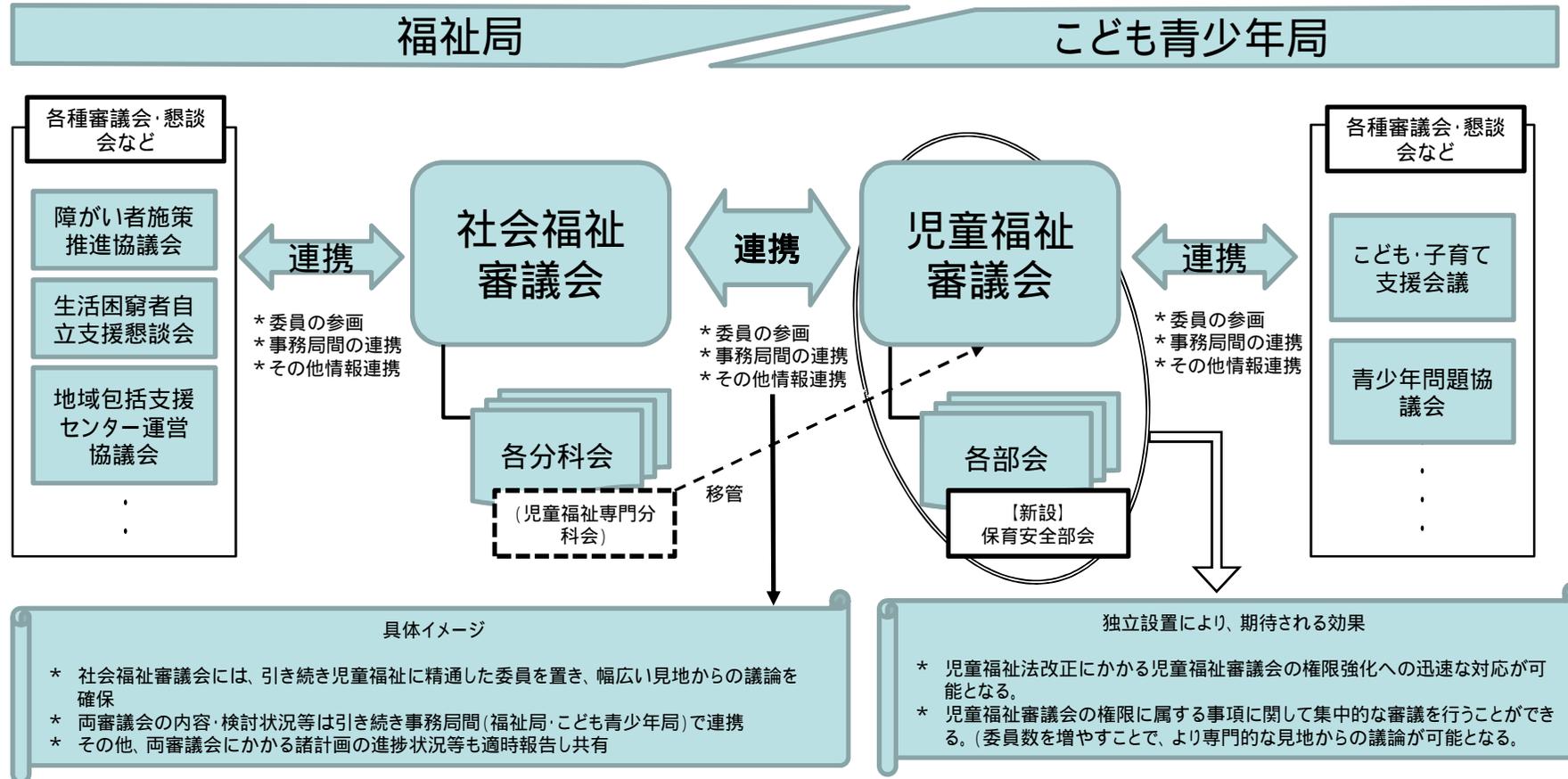
児童福祉審議会の設置にかかる今後のスケジュールについて



※1 児童福祉審議会設置条例案、社会福祉審議会設置条例改正案

※2 児童福祉審議会、社会福祉審議会での総会の開催

社会福祉審議会及び児童福祉審議会の連携イメージ



児童福祉審議会の設置に向けた整理事項と考え方・対応等（案）

整理事項	考え方・対応等
<p>(1)組織</p> <p>児童福祉審議会を設置 現行：社会福祉審議会の専門分科会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 児童福祉法改正に伴う権限強化への対応、専門的な見地から、より集中した議論等を行う ▶ 児童福祉審議会がこどもや関係機関から直接意見や苦情を受け付ける仕組みについて、現時点において詳細は国から示されていない ▶ 現行の部会に加えて、(仮称)保育安全部会を新設
<p>(2)委員の選定</p> <p>・権限強化等に伴う体制の強化が必要 現行：児童福祉専門分科会 7名</p> <p>H29.3.31 社会福祉審議会意見 「児童福祉審議会の委員には、学校関係も参画することは必要でないか。福祉だけという捉え方しないで幅広くやっていただけたら。」 「我が事・丸ごとの流れも踏まえ、しっかりとした人選と意識化を」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 児童福祉事業従事者や学識経験者に加え、大阪府警や学校関係者等 20 名程度の委員構成により体制強化 ▶ 具体的な委員の人選は今後調整
<p>(3)社会福祉審議会と児童福祉審議会の連携</p> <p>▶ 児童福祉審議会の独立後も両審議会が連携していくことが必要</p> <p>H29.3.31 社会福祉審議会意見 「組織論的には理解できる気がするが、横串的あるいは市民から見てわかりにくい気がする。」 「児童は非常に大きな課題であることは分かるが、分離独立はメリット・デメリットがある。分離後、5年・10年経過した後に独立した意義が薄れることが怖い。我が事・丸ごとの流れも踏まえ、しっかりとした人選と意識化を。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 社会福祉審議会には引き続き児童福祉に精通した委員を置くなど、幅広い見地からの議論をしていただく ▶ 各審議会での議論や課題等の情報共有を図るとともに、必要に応じて各審議会へ報告する

<p>(4)障がい児施策にかかる課題検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 障がい児福祉計画の進捗管理 <p>H29.3.31 社会福祉審議会意見</p> <p>「障がい児の問題について、障がい者計画でどう整理するのか。審議会の議論はどうしていくのか。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 障がい児施設入所での虐待事例への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 障がい者・障がい児にかかる計画については、障がい者施策推進協議会が策定し、進捗管理を行い、必要に応じて児童福祉審議会及び社会福祉審議会とも情報連携を図る ➤ 児童福祉審議会の児童虐待事例検証部会において検証を行う(現行と同様の取り扱いとする)
<p>(5)児童福祉施設にかかる法人設立・認可等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 検討中